

# 中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱

平成5年4月1日付5構改D第213号  
最終改正 平成10年8月24日付10構改D第252号

農林水産事務次官

## 第1 趣旨

農地や土地改良施設は、農業生産に資する機能を有するとともに、これと併せて国土の保全に資する、生活基盤や自然・文化資源としての役割を果たすなど多様な公益的機能を有しており、このような機能を良好に発揮させるためには、農地や土地改良施設の利活用に係る地域住民の共同活動（以下「地域住民活動」という。）の活発化を図ることが重要である。また、地域住民活動の活発化は地域連帯感の新たな醸成や地域コミュニティの発展につながるものと考えられる。

中山間地域においては、過疎化、高齢化等の著しい進行により、地域の活力が低下しつつあり、この活性化を図ることが農政上の重要な課題となっていることから、農地や土地改良施設の利活用を基本とする地域住民活動の多様な展開を促進することにより地域の活性化を図ることが重要である。

本事業は、このような観点から、中山間地域において、農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成、施設や農地の利活用及び保全整備等の促進に対する支援を行う中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「保全対策事業」という。）を実施するものである。

## 第2 事業主体

保全対策事業の事業主体は、都道府県とする。

## 第3 事業の内容等

### 1 基金の造成及び管理

#### (1) 基金の造成

国は、2の保全対策事業の実施に係る経費に充てるために都道府県が行う基金の造成に対し、予算の範囲内において、別に定めるところにより補助するものとする。

(2) 2の保全対策事業は、基金の運用によって生ずる果実（以下「運用益」という。）の活用又は別途農村振興局長（以下「局長」という。）が定めるところにより実施するものとする。

(3) 基金の管理は、都道府県が行うものとする。

### 2 保全対策事業

保全対策事業は、中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域における土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要であ

ると認められる農地（以下「農地」という。）の機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図るため実施する事業であって、事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 調査研究事業

ア 地域住民活動の活性化を通じた土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に関する基本的対策等の作成及びこれに要する調査

イ 土地改良施設及び農地の機能保全に資する工法等の研究

(2) 研修事業

(1)の調査の実施、地域住民活動の活性化に関する推進指導及び助言等を行う人材の育成

(3) 推進事業

ア 第7に定める都道府県委員会等の設置及び運営

イ (2)に掲げる研修事業によって育成された人材等が行う土地改良施設又は農地の保全に関する現地診断及び地域住民活動の活性化に関する推進指導

ウ 市町村単位に構成する保全・整備活動を実践するための組織の構想化

エ 地域住民の意識の向上及び保全対策事業の必要性等の啓発・普及

3 事業計画等

(1) 都道府県は、毎年度、その年度の基金元本の増減の計画、**運用益の収入及び支出の計画**並びに事業実施に係る経費の支出の計画を作成し、事業実施前年度の3月末日までにあらかじめ地方農政局長（北海道にあつては農村振興局長，沖縄県にあつては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）を経由して農林水産大臣（以下「大臣」という。）に提出するものとする。

(2) 都道府県は、(1)の基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画を変更する場合には、あらかじめ地方農政局長等を経由して大臣に報告するものとする。ただし、運用益の収入計画に係る運用益見込額の20%以内の変更になるもの及び運用益の支出計画に係る各事業の相互間での流用で20%以内の変更になるものについては、報告を要しない。

4 指導監督

局長は、保全対策事業の実施に関し、指導監督を行い、必要に応じ関係書類の提出を求めることができる。

第4 事業の実施

都道府県は、保全対策事業の円滑化を図るため、保全対策事業の一部を全国土地改良事業団体連合会、都道府県土地改良事業団体連合会（以下「地方連合会」という。）等に委託できるものとする。

第5 指導推進

都道府県は、保全対策事業の実施の適正かつ円滑な推進のために、市町村等に対して技術的な助言、指導その他の所要の援助措置を行うとともに、地方連合会と連携を図るものとする。また、中山間ふるさと・水と土保全推進事業実施要綱（平成10年8月24日付10構改D第244号農林水産事務次官依命通達）に定める中山間ふるさと・水と土保全推進事業及び局長

が別に定める事業等との関連及びその活用に配慮し、保全対策事業の効果的な推進に努めるものとする。

#### 第6 実績の報告

都道府県は、毎年度、事業実施翌年度の5月末日までに、基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画についての実績報告書等を作成し、地方農政局長等を経由して大臣に提出するものとする。

#### 第7 事業の推進体制

- 1 都道府県は、保全対策事業を効果的に推進するため、学識経験者等から構成される都道府県委員会を都道府県に設置するものとする。
- 2 都道府県委員会は、第3の2の保全対策事業の実施計画、実施結果等に関し審議し、意見を述べることができるものとする。

#### 第8 委任

この要綱に定めるもののほか、保全対策事業の実施に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

#### 第9 その他

第3の3の(1)の規定にかかわらず、平成5年度の基金の造成計画並びに運用益の収入及び支出計画の提出期限については平成5年11月末日とする。

# 中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要領

平成5年4月1日付5構改D第209号  
最終改正 平成25年6月20日付25農振 第623号

農村振興局長

## 第1 趣旨

中山間ふるさと・水と土保全対策事業（以下「保全対策事業」という。）の実施については、中山間ふるさと・水と土保全対策事業実施要綱（平成5年4月1日付け5構改D第213号農林水産事務次官依命通達。以下「要綱」という。）によるほか、この実施要領の定めるところによるものとする。

## 第2 事業の内容等

- 1 要綱の第3の1の「農村振興局長が定めるところ」とは、次のとおりとする。
  - (1) 事業実施年度において、運用益として見込まれる額（以下「運用益予定額」という。）が事業実施前年度の3月末日の基金元本の額（以下「前年度元本」という。）の3%の額（以下「平準化運用基準額」という。）を下回る場合にあっては、平準化運用基準額から運用益予定額を差し引いた金額を上限として基金元本の一部を、保全対策事業の実施に係る経費に充てることのできるものとする。
  - (2) (1)の場合以外であって、前年度元本が、要綱第3の1の(1)により平成9年度末までに当該都道府県が基金の造成に要した経費の合計額（以下「造成総額」という。）を下回る場合にあっては、運用益予定額から平準化運用基準額を差し引いた金額（以下「余裕額」という。）を下限として、運用益の一部を基金の造成に充てるものとする。ただし、これによる造成後の基金元本の額が造成総額を上回ると見込まれる場合には、造成総額から前年度元本を差し引いた額を持って余裕額とすることができるものとする。
- 2 要綱第3の2の「中山間地域及びこれらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域」とは、次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む市町村の区域とする。
  - (1) 「中山間地域」とは、次に掲げる土地の区域の全部又は一部を含む市町村の区域
    - ア 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定による過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、平成12年度から平成16年度に限り、同法附則第5条第1項に規定する特定市町村（同法附則第6条及び第7条の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）
    - イ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
    - ウ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
    - エ 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域

オ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律  
(平成5年法律第72号)第2条第1項に規定する特定農山村地域

- (2) 「これらの地域と一体として事業を推進することが効果的であると認められる地域」とは、(1)以外の地域であって、市町村が行う土地改良施設及びこれと一体的に保全することが必要な農地の機能を維持保全するための地域住民の活動の促進に関する措置(以下「地域住民活動促進措置」という。)がなされている市町村の区域
- 3 要綱第3の2の「これと一体的に保全することが必要であると認められる農地」とは、土地改良施設の公益的機能の良好な発揮に資する農地又は利活用を通じた保全を土地改良施設と一体的に行う必要があると認められる農地をいう。
- 4 要綱第3の2の(1)の「土地改良施設及び農地の機能の強化・保全に関する基本的対策」は、次の事項について定めるものとする。
- (1) 土地改良施設又は農地の強化すべき機能に関する事項
  - (2) 地域住民活動に関する事項
  - (3) 土地改良施設及び農地の整備及び環境整備に関する事項
  - (4) その他必要な事項
- 5 要綱第3の3の(1)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画」の作成は、別紙様式第1号によるものとする。
- 6 要綱第3の3の(2)の「基金元本の増減の計画、運用益の収入及び支出の計画並びに事業実施に係る経費の支出の計画の変更」は、別紙様式第2号によるものとする。

### 第3 指導推進

要綱第5の「局長が別に定める事業等」とは、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領(平成19年8月1日付け19企第101号大臣官房長通知)別表の2の要件類別24に基づき実施する事業及び地域住民活動促進措置とする。

### 第4 実績の報告

要綱第6の「実績報告書」は、別紙様式第3号によるものとする。

### 第5 基金の返還等

都道府県は、保全対策事業の目的を達成した等の場合、又はその他の理由により保全対策事業の必要性が認められなくなった場合には、国と協議を行い、基金を廃止し基金残額における国費相当分を国庫に返還するなどの措置を講ずることとする。

また、国は、保全対策事業に「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」3の(4)アを準用し、使用見込みが低いと判断される場合には、都道府県と協議を行い、当該残額における国費相当分の一部を納付させることがある。